

監事監査報告書

平成 21 年 5 月 23 日

学校法人 関西外国語大学
理事長 谷本 榮子 殿

学校法人 関西外国語大学

監事 竹田 弘 

監事 水口 久 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人関西外国語大学寄附行為第 14 条の規定に基づき、学校法人関西外国語大学平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査しました。

私たちは監査に当り、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人関西外国語大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）、並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実はないものと認めます。

なお、平成 20 年度には一部の私立大学における資産運用のあり方が報道機関によって取り上げられる事例が生じ、平成 21 年 1 月 6 日付で文部科学省から「学校法人における資産運用について」の通知が発出され、また同 1 月 8 日付で『「大学の資金調達・運用に関わる学内ルール・学内体制等の在り方に関する調査研究」報告書』の送付もありました。

本学は、従前から適正・安全を基本に効率的な資金運用に努められてきたところであり、文部科学省通知等を受けて従前の方針を新たな規程として整備されたことは好ましいところであります。今後とも、従前の考え方に沿い新たな規程に則って、適正かつ安全を基本に効率的な運用に努められるよう、念のため、申し添えます。

以上